

⑬ 社会保険料控除…あなたがあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために昨年中に支払った健康保険料、年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等がある場合は、記入してください。小規模企業共済等掛金（第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金等）がある場合は、「その他」へ記入してください。（証明書・領収書を添付または提示）
※生計をともにする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象になりません。

⑮ 生命保険料控除…あなたがあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約等に基づいて昨年中にあなたが支払った保険料がある場合は、記入してください。
※控除額は、一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料について、それぞれ次の表により計算した金額の合計額(限度額70,000円)となります。一般の生命保険料と個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除適用を受ける場合は、それぞれの計算した控除額の合計額(限度額28,000円)となります。
旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

| | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 支払った保険料 | 控除額 | 支払った保険料 | 控除額 |
| 15,000円以下 | 全額 | 12,000円以下 | 全額 |
| 15,000円超40,000円以下 | 保険料×1/2+7,500円 | 12,000円超32,000円以下 | 保険料×1/2+6,000円 |
| 40,000円超70,000円以下 | 保険料×1/4+17,500円 | 32,000円超56,000円以下 | 保険料×1/4+14,000円 |
| 70,000円超 | 35,000円 | 56,000円超 | 28,000円 |

⑯ 地震保険料控除…あなたが特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合は、記入してください。
※地震保険料と旧長期損害保険料について、それぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)となります。
※旧長期損害保険契約にかかる支払保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険がある場合は、いずれか一方のみ控除対象となります。

| | | |
|------------|----------------------|----------------|
| 地震保険料 | 旧長期損害保険料 | |
| 支払った保険料 | 支払った保険料 | |
| 控除額 | 控除額 | |
| 支払った保険料の合計 | 支払地震保険料÷2(上限25,000円) | |
| | 5,000円以下 | 全額 |
| | 5,000円超 | 支払保険料÷2+2,500円 |
| | 15,000円以下 | |
| | 15,000円超 | 10,000円 |

⑰～⑲ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除…あなたが自身、寡婦等に該当する場合は、控除欄に☑を記入してください。

| | | | | | |
|----|----------|------|----------|------|----------|
| 寡婦 | 260,000円 | ひとり親 | 300,000円 | 勤労学生 | 260,000円 |
|----|----------|------|----------|------|----------|

⑳ 障害者控除…あなたがあなたの扶養対象者が障がい者の場合は、氏名・障害の程度と個人番号を記入してください。

| | | | | | |
|-------|----------|-------|----------|---------|----------|
| 一般障害者 | 260,000円 | 特別障害者 | 300,000円 | 同居特別障害者 | 530,000円 |
|-------|----------|-------|----------|---------|----------|

㉑～㉒ 配偶者控除、同一生計配偶者
…あなたがあなたと生計をともにする配偶者の昨年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、氏名、生年月日、個人番号等を記入してください。

| | | | |
|------------------------|--|--|------------------------|
| 申告者の合計所得金額 ※ 〇内は収入金額 | | | |
| 900万円以下 (1,095万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下) | 1,000万円超 (1,195万円超) |
| 配偶者控除額 | | | |
| 330,000円 | 220,000円 | 110,000円 | 0円 |
| (老人控除対象配偶者) | | | |
| 380,000円 | 260,000円 | 130,000円 | 0円 |

配偶者特別控除…あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計をともにする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。

| | | | |
|------------------------|--|--|------------------------|
| 申告者の合計所得金額 | | | |
| 900万円以下 (1,095万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下) | 1,000万円超 (1,195万円超) |
| 配偶者の合計所得金額 | | | |
| 48万円超 (1,050万円超) | 100万円以下 (1,150万円以下) | 330,000円 | 220,000円 |
| 100万円超 (1,550万円超) | 105万円以下 (1,600万円以下) | 310,000円 | 210,000円 |
| 105万円超 (1,600万円超) | 110万円以下 (1,650万円以下) | 260,000円 | 180,000円 |
| 110万円超 (1,650万円超) | 115万円以下 (1,700万円以下) | 210,000円 | 140,000円 |
| 115万円超 (1,750万円超) | 120万円以下 (1,800万円以下) | 160,000円 | 110,000円 |
| 120万円超 (1,850万円超) | 125万円以下 (1,900万円以下) | 110,000円 | 80,000円 |
| 125万円超 (1,900万円超) | 130万円以下 (1,950万円以下) | 60,000円 | 40,000円 |
| 130万円超 (1,950万円超) | 133万円以下 (2,010万円以下) | 30,000円 | 20,000円 |
| 133万円超 (2,010万円超) | | 0円 | 0円 |

※ 〇内は収入金額

㉓ 扶養控除(16歳以上)…あなたがあなたと生計をともにする16歳以上の親族の昨年中の合計所得金額が48万円以下である場合は、氏名・続柄・生年月日・個人番号等を記入してください。
16歳未満の扶養親族(控除対象外)…あなたがあなたと生計をともにする16歳未満の親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号等を記入してください。

| | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 一般の扶養親族 | 330,000円 | 特定扶養親族 | 450,000円 | |
| 老人扶養親族 | 同居老親等以外 | 380,000円 | 同居老親等 | 450,000円 |

㉔ 雑損控除…あなたがあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族(昨年中の総所得金額等の合計金額が48万円以下の者)が、災害・盗難・横領等により住宅や家財等に損害を受けた場合は、記入してください。(証明書添付)

㉕ 医療費控除…あなたがあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために昨年中に支払った医療費や治療に必要な医薬品の購入費用等がある場合は、記入してください。(医療費控除の明細書添付)

[支払った医療費の金額－保険金などで補填される金額]－[10万円と(9)合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額](200万円が上限)
※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の場合(控除上限8万8千円)
[支払ったスイッチOTC医薬品の購入金額－保険金などで補填される金額]－[1万2千円]
※医療費控除の特例と現行の医療費控除との併用はできません。

この手引きは、地方税法等の改正により、内容が変更になる場合があります。

申告書の記入方法

富里市長 様
令和 年 月 日

令和3年度 市民税・県民税申告書

富里市長 様
令和 年 月 日

令和3年1月1日の住所

ふりがな

氏 名

現住所

生年月日

職業

電話番号

世帯主との続柄

個人番号

郵便番号

台帳番号

所得追加工

控除追加工

収入控除

雑損控除

医療費控除

基礎控除

合計

収入金額

控除金額

所得金額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

国民健康保険

介護保険

国民年金

長期高齢者医療

社会保険

その他

合計

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

⑰～⑲ 寡婦、ひとり親控除

寡婦 (☐寡婦 ☐死別 ☐生死不明 ☐未帰還) ☐ひとり親

⑲ 勤労学生控除

勤労学生控除※不労所得10万円以下かつ合計所得75万円以下の学生

⑳ 障害者控除

氏名

障害の程度

個人番号

身体

精神

療育

級・判定

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除・同一生計配偶者

氏名

生年月日

配偶者の合計所得金額

同居・別居の区分

同居

別居

個人番号

㉓ 扶養控除

氏名

生年月日

同居・別居の区分

同居

別居

続柄

控除額

16歳未満の扶養親族

氏名

生年月日

同居・別居の区分

同居

別居

続柄

控除額

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

⑳ 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

㉕ 医療費控除

支払った医療費等

保険金などで補填される金額

「医療費控除の明細書」の添付がない場合は、適用されません。

事業

営業等

農業

不動産

利子

配当

給与

公的年金等

業務

その他

短期

長期

一時

所得金額

雑

合計

①から⑩+⑪

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

寡婦、ひとり親控除

勤労学生、障害者控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

基礎控除

⑬から⑳までの計

雑損控除

医療費控除

合計

㉕+㉖+㉗

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

☐給与から差引き(特別徴収) ☐自分で納付(普通徴収)

分攤課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分攤課税用)」をあわせて提出してください。

- ① 営業等…販売業、製造業、飲食業、サービス業等から生ずる所得
- ② 農業…農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得
- ③ 不動産…土地や家屋等の貸与から生ずる所得

※裏面に収支の内訳等を記入してください。
◎事業専従者…専従者とはあなたとともに生計をともにしている配偶者や15歳以上の親族の中で昨年中にあなたの事業に6カ月以上の期間従事した人をいいます。対象者がある場合は申告書裏面の「事業専従者」へ記入してください。なお事業専従者控除額は下記のAとBのいずれか少ない金額になります。

| | |
|---|--------------------------------------|
| A | 配偶者である事業専従者 860,000円 |
| | その他の事業専従者 500,000円 |
| B | この控除をする前の事業所得等の金額を専従者の数に1を足した数で割った金額 |

④ 利子…公社債及び預貯金等の利子の所得
※一般的に利子所得は源泉分離課税のため申告不要ですが、国外で支払われる預金等の利子等、国内で源泉徴収されないもの等は申告が必要です。

⑤ 配当…株式の配当、出資の配当、剰余金の分配等の配当の所得
※申告を選択可能なものがありますので、詳細は課税課にお問い合わせください。

⑥ 給与…俸給、給与、賞金、賞与等の所得
※源泉徴収票の無い人は、申告書裏面の「給与所得者等の内訳書」の欄に記入してください。

給与所得速算表

| | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| 給与収入の合計額 | 給与所得金額 | |
| 551,000円未満 | 0円 | |
| 551,000円以上1,619,000円未満 | 収入金額-550,000円 | |
| 1,619,000円以上1,620,000円未満 | 1,069,000円 | |
| 1,620,000円以上1,622,000円未満 | 1,070,000円 | |
| 1,622,000円以上1,624,000円未満 | 1,072,000円 | |
| 1,624,000円以上1,628,000円未満 | 1,074,000円 | |
| 1,628,000円以上1,800,000円未満 | 収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て)=A | (A×2.4) + 100,000円 |
| 1,800,000円以上3,600,000円未満 | | (A×2.8) - 80,000円 |
| 3,600,000円以上6,600,000円未満 | (収入金額×0.9) - 1,100,000円 | (A×3.2) - 440,000円 |
| 6,600,000円以上8,500,000円未満 | | |
| 8,500,000円以上 | 収入金額-1,950,000円 | |

⑦ 雑…国民年金・厚生年金・恩給等の公的年金(源泉徴収票添付)、その他(著述家以外の人の受けた原稿料や印税、講演料、生命保険契約に基づく年金等)の所得

※遺族年金・障害者年金等の非課税所得のみを受給している人は、申告書裏面の「◇所得がなかった人の記入欄」へ記入してください。

公的年金速算表

| | | |
|-------------------------|-----------------|--------------------------|
| 昭和31年1月2日以後生まれの者(65歳未満) | 公的年金等の収入金額の合計 | 公的年金等雑所得の金額 |
| | 130万円以下 | 収入金額 - 600,000円 |
| | 130万円超410万円以下 | 収入金額 × 0.75 - 275,000円 |
| 昭和31年1月1日以前生まれの者(65歳以上) | 410万円超770万円以下 | 収入金額 × 0.85 - 685,000円 |
| | 770万円超1,000万円以下 | 収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 |
| | 1,000万円超 | 収入金額 - 1,955,000円 |
| 昭和31年1月1日以前生まれの者(65歳以上) | 330万円以下 | 収入金額 - 1,100,000円 |
| | 330万円超410万円以下 | 収入金額 × 0.75 - 275,000円 |
| | 410万円超770万円以下 | 収入金額 × 0.85 - 685,000円 |
| | 770万円超1,000万円以下 | 収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 |

※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円を控除額から引き下げます。

⑳ 基礎控除…合計所得金額によって基礎控除の額が異なります。

| | |
|-------------------|----------|
| 合計所得金額 | 基礎控除 |
| 2,400万円以下 | 430,000円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 290,000円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 150,000円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

★昨年中所得が無かった人は、申告書裏面下段の「◇前年中所得がなかった人の記入欄」に事由を記入してください。